

## 業務の運営に関する規程

職業紹介事業所名を記載

事業所名 ○×△株式会社

### 第1 求人

- 1 本所は、**国内全職種**に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所して、**料金**を支えられることはありません。
- 3 求人申込みの際に**事務費用**を徴収しない有料職業紹介事業所は抹消すること。  
ただし、紹介の実施について**書面**の交付、**ファクシミリ**の利用又は電子メール等によること。
- 4 求人受付の際には、**(※求人受理時の事務費用又は上限制手数料と組み合わせて徴収する受付手数料のいずれかを記載する。)**を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

### 第2 求職

- 1 本所は、**国内全職種**に関する限り、いかなる求職者の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人の**登録**を希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働を希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

### 第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話をいたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

手数料表に記載のある紹介手数料の負担者を記載すること。

#### 第4 その 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ではないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は事業所における取扱職種と取扱地域（「国内全職種」又は様式第6号を提出している場合はその⑩欄の内容）を記載すること。
- 5 本所は、求職者又は求人者、人種、国籍、信条、等を理由として差別的な取扱いはありません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

新規許可申請の場合、日付は空欄のままにすること。  
それ以外の場合、制定日を記載すること。

年　　月　　日

代表者 ○×△株式会社

代表取締役 東京 太郎